

令和3年第2回（11月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日(11月5日)

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後2時00分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	4
日程第1 仮議席の指定について	5
諸般の報告	5
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	7
会議録署名者の指名	7
日程第2 会期の決定について	7
日程第3 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第4 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	9
日程第5 議案第10号 専決処分の承認について(広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)	10
日程第6 議案第11号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	12
日程第7 議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	18
日程第8 議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について	19
日程第9 議案第14号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	20
日程第10 議案第15号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	22
日程第11 会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について	24
議了宣告	25
広域連合長の閉会挨拶	25

閉会宣告(午後 2 時58分)	25
会議録署名	26

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第33号
令和3年11月5日（金曜日）国保会館6階大会議室
出席議員

1番	八	條	範	彦
2番	西	田		浩
3番	海	徳	裕	志
5番	北	川	一	清
6番	林	田	浩	秋
7番	大	川	弘	雄
8番	陶		範	昭
9番	高	本	訓	司
10番	塚	本	裕	三
11番	西	本		章
12番	大	本	千	香子
13番	鈴	木	深	由希
14番	近	藤	久	子
15番	網	谷	芳	孝
16番	石	原	賢	治
17番	井	上	佐	智子
18番	大	下	正	幸
20番	山	口	晃	司
21番	下	岡	憲	国
22番	諏訪	本		光
24番	中	本	正	廣
25番	服	部	泰	征
26番	尾	尻	康	二
27番	藤	井	照	憲
28番	久保田		龍	泉

欠席議員

4番	石	橋	竜	史
23番	瀧	野	純	敏

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
代表監査委員	寶	来	伸	夫
広域連合事務局長	道	下	克	典
広域連合事務局次長兼総務課長	藤	井	伸	朗

業務課長 野 田 一 生
総務課企画財政係長 出 合 真 純
業務課課長補佐兼賦課収納係長 森 川 茂 夫

議事補助員

議会事務局長 金 築 由 美
議会事務局長次長 山 口 晶
書記 菊 池 亜由美

議事日程（第1号）

（令和3年11月5日 午後2時00分開議）

- 日程第1 仮議席の指定について
日程第2 議長の選挙について
追加議事日程（第1号の追加1）
日程第1 議席の指定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第4 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第5 議案第10号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
日程第6 議案第11号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定
日程第7 議案第12号 広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第14号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

- 日程第10 議案第15号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
-

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後2時00分 開 会

○広域連合議会事務局長（金築由美）

申し上げます。

本日の定例会は、議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、塚本副議長に議事の進行をお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。

○副議長（塚本裕三）

副議長の塚本です。よろしくをお願いいたします。

地方自治法第106条第1項の規定によりまして、議長の代理として職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員25名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

御紹介いただきました広域連合長の尾道市の平谷でございます。

令和3年第2回広域連合議会の定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

最近、新型コロナウイルス感染症の状況も落ち着きを見せております。事業者の皆様、住民の皆様お一人お一人が感染予防対策に取り組んでいただいたことや、ワクチン接種が進んできたことの効果が表れたものと考えております。徐々に経済活動を回復させる動きも出てきておりますが、引き続き、油断することなく基本的な感染予防対策を継続していく必要があると思っております。

さて、後期高齢者医療制度に関しましては、本年6月に、一定の所得がある後期高齢者の医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げる医療制度改革関連法が成立し、来年度後半から施行されることになりました。当広域連合といたしましては、こうした制度改革を始め、様々な業務が円滑に進められるよう、国・県の動向をしっかりと把握しながら、市町や関係機関と連携を図りながら、適切な運営に取り組んで参ります。

本定例会では、令和2年度の歳入歳出決算認定を始め、補正予算等の重要案件を提出させていただいております。

どうぞ、慎重に御審議をいただいた上で、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（塚本裕三）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（塚本裕三）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「仮議席の指定について」

○副議長（塚本裕三）

日程第1「仮議席の指定について」を議題といたします。「仮議席」は、現在着席されている議席とします。

この際、御報告いたします。一身上の都合により、11名の方から辞職願が提出され、閉会中につき、それぞれ坂町の光岡美里議員については令和3年5月6日付け、福山市の大田祐介議員については令和3年5月13日付け、広島市の木戸経康議員、平野太祐議員、定野和広議員については令和3年6月8日付け、広島市の今田良治議員については令和3年6月10日付け、尾道市の福原謙二議員については令和3年6月14日付け、東広島市の乗越耕司議員については令和3年6月25日付け、呉市の森本茂樹議員、岩原昇議員については令和3年8月30日付け、大竹市の寺岡公章議員については令和3年9月3日付けで許可されておりますことを御報告いたします。

△ 日程第2 「議長の選挙について」

○副議長（塚本裕三）

次に、日程第2「議長の選挙について」を議題とします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（塚本裕三）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りします。指名は、副議長において行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（塚本裕三）

御異議なしと認めます。副議長が指名することに決定いたしました。それでは、議長に1番八條議員を指名します。

お諮りします。1番八條議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（塚本裕三）

御異議なしと認めます。よって、1番八條議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました八條議員が議場におられますので、当選の告知をします。以上で私の議事進行の職務を終わり、議長に交代させていただきます。御協力ありがとうございました。八條議員、よろしく願います。

○議長（八條範彦）

ただいま議長に選出いただきました八條でございます。

それでは、一言御挨拶をさせていただきます。

この度は、広域連合議会の議長に推挙いただき、誠に身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（八條範彦）

本日の議事日程は、お手元にお配りしている追加議事日程（第1号の追加1）でございます。この追加議事日程により議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（八條範彦）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の会議録署名議員として2番西田議員、22番諏訪本議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（八條範彦）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定いたします。

○議長（八條範彦）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、寶来代表監査委員、道下広域連合事務局長、藤井事務局次長兼総務課長、野田業務課長、総務課出合企画財政係長、業務課森川課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第3 「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（八條範彦）

次に日程第3「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、6番林田浩秋議員の退席を求めます。

○議長（八條範彦）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

広域連合長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただいま上程されました議案第8号について御説明申し上げます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして2人と定められており、同条第2項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任することとされております。

本案は、広域連合議員から選任されておりました岩原昇氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっております広域連合議員選出の監査委員として林田浩秋氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案書（人事案件）の履歴書にございますように、林田浩秋氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、識見、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（八條範彦）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。退席中の林田議員の入場を許可いたします。

○議長（八條範彦）

林田浩秋議員の選任については、同意されました。

△ 日程第4 「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（八條範彦）

次に日程第4「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

広域連合長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。「議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いしますのでございます。議案書の履歴書にございますように、箕野博司氏は、現在、北広島町長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第5 「議案第10号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」

○議長（八條範彦）

次に日程第5「議案第10号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容につきましては、別冊1の「令和3年第2回広域連合議会定例会議案資料」で説明をさせていただきます。

別冊1の1ページをお開きいただきたいと思っております。1の「趣旨」でございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から傷病手当金の支給を行っておりますが、令和3年2月13日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、本条例における新型コロナウイルス感染症に関する規定を整備するため、必要な改正を行うものでございます。

2の「内容」でございます。新型コロナウイルス感染症の内容につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定されておりましたが、同法の改正により当該箇所が削除されたため、改正前の同法附則同条同項における新型コロナウイルス感染症に関する規定のとおり定義するものでございます。なお、傷病手当金の支給に関する要件等については、変更はございません。

「3 専決処分した日」ですが、令和3年3月22日でございます。

以上、上程されました議案について、概要を御説明申し上げます。御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、本件の発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

起立総員。よって、本件は承認されました。

△ 日程第6 「議案第11号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（八條範彦）

次に日程第6「議案第11号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいで結構です。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

「議案第11号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、御説明申し上げます。

私から「議案書」について説明を行いまして、別冊2の「歳入歳出決算書附属書類」及び別冊3「主要な施策の成果説明書」につきましては、事務局次長及び業務課長の方から御説明をいたします。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

議案書の4ページ、5ページをお開きください。まず、一般会計の歳入についてでございます。

一番下の合計欄ですが、「予算現額」が13億9,305万6千円、「調定額」「収入済額」ともに13億9,327万2,813円です。

続いて、6ページ、7ページをお開きください。続きまして歳出でございます。同じく一番下の合計欄ですが、「予算現額」が13億9,305万6千円、「支出済額」が12億3,481万6,447円、「不用額」が1億5,823万9,553円です。

先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載していますとおり1億5,845万6,366円となり、令和3年度に繰り越しをいたします。

以上、議案書の一般会計について、御説明を申し上げます。

次に、附属書類につきましては、事務局次長の方から説明をいたします。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

それでは、お手元の別冊2「歳入歳出決算書附属書類」により、一般会計について、御説明します。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

それでは、別冊の2、2ページ、3ページをお開きください。まず歳入です。「1款 分担金及び負担金」の「収入済額」、右のページですが、これは12億8,675万5,352円で、全額が23市町からの事務費分賦金です。続きまして「2款 国庫支出金」の「収入済額」は23万3,652円で、これは運営審議会に係る経費について交付された調整交付金です。次に「3款 財産収入」、これは、基金の運用による利子収入で、「収入済額」は1万554円です。続いて「5款 繰越金」、これは、令和元年度の歳計剰余金で、「収入済額」は1億622万7,771円です。

続きまして、歳出について説明をいたします。ひとつ飛びまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出「1款 議会費」「支出済額」、右のページですけれども、「支出済額」は70万8,844円で、その右「不用額」は201万2,156円です。続いて「2款 総務費」これは、事務費や給料等負担金、事務所借上経費等を含む総務管理費並びに選挙費及び監査委員費で、「支出済額」は、7ページの中ほどになりますけれども、4億1,840万2,698円、「不用額」は3,543万6,302円です。

ひとつ飛びまして、10ページ、11ページをお開きください。「3款 民生費」これは、特別会計への事務費繰出金で、「支出済額」は8億1,570万4,905円、「不用額」は1億1,562万8,095円です。不用額が生じた要因としては、特別会計の事務費繰出金が減ったことによるものです。

続いて、12ページをお開きください。

一般会計の「令和2年度 実質収支に関する調書」です。議案書で説明しましたように、3番の「歳入歳出差引額」、5番の「実質収支額」とともに1億5,845万6千円です。

一般会計の説明は、以上です。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

次に、特別会計の決算について御説明申し上げます。座って説明をさせていただきます。議案書の8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入でございます。表の一番下の欄ですが、「予算現額」が4,257億6,159万4千円、「調定額」が4,220億5,592万8,394円、「収入済額」が4,219億5,821万9,827円、「不納欠損額」が85万3,890円、「収入未済額」が9,685万4,677円でございます。

続きまして10ページ、11ページをお開きください。続きまして歳出でございます。表の一番下の欄ですが、「予算現額」が4,257億6,159万4千円、「支出済額」が4,057億2,163万3,858円、「不用額」が200億3,996万142円です。

先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載してありますとおり162億3,658万5,969円となり、令和3年度に繰り越しをいたします。

以上、議案書の特別会計について御説明を申し上げます。次に、附属書類につきましては、業務課長から説明をいたします。

◎業務課長（野田一生）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

業務課長。

◎業務課長（野田一生）

それでは、別冊2「歳入歳出決算書附属書類」の後期高齢者医療特別会計について、御説明を申し上げます。

14ページ、15ページをお開きください。14ページ、15ページでございます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

「1款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料と、医療給付費の12分の1相当分の負担金で、「収入済額」は717億6,600万2,224円でございます。なお、令和2年度、現年度分の保険料収納率は99.63%で、前年度と比べて0.09ポイント増加をしております。「2款 国庫支出金」は、医療給付費の12分の3相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で、「収入済額」は1,443億4,226万とんで546円でございます。

続いて、16ページ、17ページをお開きください。「3款 県支出金」は、医療給付費の12分の1相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、「収入済額」は349億とんで478万8,143円でございます。「4款 支払基金交付

金」は、医療給付費の 10 分の 4 に相当する、現役世代の後期高齢者医療制度への負担金で、「収入済額」は 1,650 億とんで 381 万 5,878 円でございます。

続いて、18 ページ、19 ページをお開きください。「5 款 特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、「収入済額」は 1 億 1,912 万 1,671 円でございます。

「7 款 繰入金」は全額が一般会計から特別会計事務費への繰入金で、「収入済額」は 8 億 1,570 万 4,905 円でございます。

続いて、20 ページ、21 ページをお開きください。「10 款 諸収入」は、延滞金、第三者納付金、返納金等を収入したもので、「収入済額」は 4 億 8,465 万 3,481 円で、「不納欠損額」は 85 万 3,890 円、「収入未済額」は 9,685 万 4,677 円となっております。

第三者納付金、返納金の収入未済分につきましては、今後も適切な事務処理により、回収に努めてまいります。

また、返納金における不納欠損額 85 万 3,890 円については、過去に発生した収入未済であり、督促等、徴収事務を行ったものの収入されなかったため、地方自治法の規定により、5 年が経過したことにより、消滅時効となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。22 ページ、23 ページをお願いいたします。「1 款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、「支出済額」は 8 億 2,027 万 3,366 円、「不用額」は 8,453 万 4,634 円となっております。この不用額につきましては、負担金、補助及び交付金において、中間サーバ維持管理経費負担金が見込みを下回ったことや、委託料において、広域連合システム構築委託料や、事務代行業務委託料が見込みを下回ったことが主な要因でございます。

「2 款 保険給付費」は、療養給付費などの保険給付に係る経費で、「支出済額」は 4,004 億 1,456 万 7,457 円、「不用額」は 198 億 8,809 万とんで 543 円でございます。

不用額が生じた主な要因は、令和 2 年度、3 年度の保険料率の設定を行った際、令和 2 年度の 1 人当たりの医療給付費の伸び率について、対前年度 0.7% の増と見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えなどにより、実績値は 3.3% の減と、見込みを大きく下回ったことによるものでございます。

続いて、24 ページ、25 ページをお開きください。「3 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国保中央会が実施しております当該共同事業に対する拠出金で、「支出済額」は 1 億 1,492 万 1,114 円、「不用額」は 171 万 3,886 円でございます。「4 款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業、健康増進事業等に対する補助金の交付や、保健事業と介護予防の一体的実施事業などを行ったもので、「支出済額」は 3 億とんで 993 万 4,831 円、「不用額」は 3,343 万 6,169 円でございます。

続いて、26 ページ、27 ページをお願いいたします。「6 款 公債費」は、執行の実績はありません。

続いて、30 ページをお開きください。特別会計の「令和 2 年度 実質収支に関する調書」でございます。議案書で説明いたしましたとおり、「3 歳入歳出差引額」及び「5 実質収支額」ともに 162 億 3,658 万 5 千円です。

続いて、32 ページをお開きください。「財産に関する調書」でございますが、「4 基金」につきましては、令和 2 年度末の時点での基金残高は、「財政調整基金」が 4 億 1,262 万 2 千円、「後期高齢者医療給付準備基金」が 106 億 9,957 万 5 千円となっております。

以上で「歳入歳出決算書附属書類」の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

最後に、別冊の 3「主要な施策の成果説明書」について、主なものを御説明します。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

まず、別冊 3 の 16 ページをお開きください。横向きになりますけれども、「(3) 医療費適正化対策事業」です。事業の内容としましては、表の上段、「レセプト点検」では、全てのレセプト内容のチェックを行い、返戻や再審査、交通事故など第三者への求償等が必要と思われるレセプトの抽出などを行いました。事業費は 9,777 万 7,776 円です。

表の 2 段目「医療費通知」では、不正請求の防止やコスト意識の高揚を図るため、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載した明細書を、被保険者に年 2 回、延べ約 80 万件通知しました。事業費は、5,616 万 6,507 円です。

続いて 17 ページを御覧ください。「療養費支給申請書内容点検」は、柔道整復、鍼、灸及びあん摩・マッサージに係る療養費の内容点検や、被保険者への照会による申請内容の調査を行いました。

続いて少し飛びますが、23 ページをお開きください。「(8) 後期高齢者健診事業」です。これは、市町が行った健康診査事業及び歯科健康診査事業に対する補助金の交付により、受診の促進を図ったものです。事業費は、1 億 5,213 万 1 千円です。まず、1 の「健康診査事業」です。これは、市町が実施した健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。表の下ですが、令和 2 年度の受診者数は 40,475 人、受診率は 11.12%でした。前年度に比べて、受診者が 4,104 人、受診率は 1.45 ポイント減少しました。

続いて 24 ページをお開きください。2の「歯科健康診査事業」です。これは、市町が行った歯科健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。令和2年度の受診者数は185人、受診率は0.04%でした。引き続き、市町の取組に協力し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて 25 ページをご覧ください。「(9) その他健康保持増進事業」です。1の「長寿・健康増進事業」ですが、これは、後期高齢者の健康づくりや、生活習慣病の重症化予防のための訪問指導等、表にある4つの項目に該当する事業を行った延べ16市9町に対して、1億1,533万8,764円の補助金を交付したものです。

続いて 26 ページをお開きください。2の「低栄養防止・重症化予防等推進事業」ですが、これは、低栄養・心身機能の低下、生活習慣病等の重症化の予防を目的として、被保険者の受診拡大を図るために、保健師等による相談・指導等を行った2市1町に対して、延べ393万4千円の補助金を交付したものです。

続いてその下、3の「後発医薬品使用促進事業」ですが、これは、後発医薬品の周知と使用の促進を図るため、新規資格取得者に対して被保険者証の交付に併せて「ジェネリック医薬品希望カード」を配布したものです。事業費は114万3,146円です。

続きまして 27 ページを御覧ください。「(10) 保健事業・介護予防一体的実施事業」です。これは、後期高齢者の多様な課題に対応するため、市町委託により、後期高齢者に対する個別支援であるハイリスクアプローチ、通いの場への積極的な関与等であるポピュレーションアプローチを介護予防事業等と一体的に実施しました。

別冊3の説明は以上になります。なお、別冊4に監査委員による決算審査意見書を添付しておりますが、令和2年度の歳入歳出決算書等については、8月30日に監査委員の審査をいただき、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、予算の執行は、適正であると認めていただいております。

以上で、「議案第11号 令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わります。御審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

ありがとうございます。

起立総員。よって、本件は認定されました。すみません。多数でした。失礼しました。

△ 日程第 7 「議案第 12 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」

○議長（八條範彦）

次に、日程第 7 「議案第 12 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

議案書の 12 ページ及び別冊 1 の「議案資料」の 2 ページをお開きください。説明は、議案資料の方でさせていただきます。

「議案第 12 号 広島県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」でございます。

まず、1 の趣旨でございます。デジタル時代に向けた規制・制度の見直しの一環として、行政手続を対象とした書面・押印・対面の見直し等が進められており、当広域連合職員の任用手続におけるサービスの宣誓の際の宣誓書への押印について見直すため、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正を行うものでございます。

2 の内容につきましては、別記様式中の「氏名 印」を「氏名」に改めるものでございます。

3 の施行期日は、公布の日からでございます。

以上、上程されました議案について概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございました。

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 13 号 広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」

○議長（八條範彦）

次に、日程第 8 「議案第 13 号 広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただ今上程されました議案について、御説明申し上げます。

議案書の 15 ページ及び別冊の議案資料 3 ページをお開きください。説明は議案資料でさせていただきます。

「議案第 13 号 広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」でございます。

1 の改正の趣旨でございます。財政調整基金について、予算で定める額を積み立てることができるよう改正を行うものでございます。これは、広域連合の電算システムの機器更新等、単年度に多額の支出を伴う事態に備え、構成市町の費用負担の平準化を図ることを目的としております。

2 の改正内容についてでございます。第 2 条に、広域連合長が必要と認めるときは、予算の定めにより基金に積み立てることができるとする規定を追加するものでございます。

3 の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日からでございます。

以上、上程されました議案について概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。

賛成多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 14 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」

○議長（八條範彦）

次に日程第 9 「議案第 14 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）
議長。（挙手）

○議長（八條範彦）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

「議案第 14 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」について、御説明をいたします。

座って説明をさせていただきます。議案書の 16 ページをお開きください。歳入歳出の予算の総額に、それぞれ 1 億 5,845 万 6 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 14 億 6,795 万 6 千円とするものです。

続いて 17 ページを御覧ください。この補正の内容について御説明いたします。まず、歳入です。「5 款 繰越金」「1 項 繰越金」について、令和 2 年度の決算剰余金 1 億 5,845 万 6 千円を計上したものです。

続いて 18 ページをお開きください。続いて歳出です。「2 款 総務費」「1 項 総務管理費」について、令和 2 年度の決算剰余金 1 億 5,845 万 6 千円を、財政調整基金への積立額として計上したものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第10 「議案第 15 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

○議長（八條範彦）

次に日程第 10「議案第 15 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（八條範彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

「議案第 15 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 1 号）」について御説明します。

座って説明をさせていただきます。議案書の 19 ページを御覧ください。特
別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 111 億 8,912
万 3 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4,437 億 4,687 万 4 千円とするもの
です。

続いて 20 ページをお開きください。この補正の内容について御説明いたし
ます。まず、「1 款 市町支出金」「1 項 市町負担金」の 4 億 2,658 万 2 千
円の追加は、令和 2 年度保険料等負担金及び療養給付費市町負担金の精算に伴
う市町からの追加納付額を計上したものです。

「2 款 国庫支出金」「1 項 国庫負担金」の 2,916 万 3 千円の追加は、令
和 2 年度高額医療費負担金の精算に伴う国からの追加交付分を計上したもので
す。「2 款 国庫支出金」「2 項 国庫補助金」の 1 億 756 万円の追加は、マ
イナンバーカード取得促進に係る交付申請書の送付及び窓口負担割合変更に伴
う周知広報事業に対する調整交付金を計上したものです。

続いて「3 款 県支出金」「1 項 県負担金」の 2,943 万 7 千円の追加は、
令和 2 年度高額医療費負担金の精算に伴う県からの追加交付分を計上したもので
す。続いて「4 款 支払基金交付金」「1 項 支払基金交付金」の 26 億
4,482 万 3 千円の減額は、令和 2 年度後期高齢者交付金の過交付分について、
令和 3 年度の当該交付金からの減額により返還する額を計上したものです。

続いて「7 款 繰入金」「2 項 基金繰入金」の 30 億 1,344 万 4 千円の減
額は、歳入と歳出の差額について、後期高齢者医療給付準備基金繰入金を計上
したものです。

「8款 繰越金」「1項 繰越金」の162億3,658万4千円の追加は、令和2年度の決算剰余金を計上したものです。「10款 諸収入」「1項 延滞金、加算金及び過料」の42万5千円の追加、及び「3項 雑入」の1,763万9千円の追加は、保険料延滞金、補助金等の精算に伴う、市町からの納付額を計上したものです。

続きまして、21ページを御覧ください。歳出です。「1款 総務費」「1項 総務管理費」1億756万円の追加は、マイナンバーカード取得促進に係る交付申請書の送付に対する事務費及び窓口負担割合変更に伴う周知広報に対する事務費を計上したものです。

なお、この事業に係る経費については、国の調整交付金により、賄われます。「7款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」は、医療給付費等の確定等に伴う国、県、市町への返還金110億8,153万6千円、保険料還付金の精算に伴う広域連合から市町への保険料の還付金2万7千円の合計額を計上したものです。

次に22ページをお開きください。第2表 債務負担行為補正です。これは、令和4年度の事業のうち、令和3年度中に委託契約をして準備を進める必要がある「電算担当補助業務委託料」などの3事業について、債務負担行為を追加するものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八條範彦）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。

起立多数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第11 「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」

○議長（八條範彦）

次に日程第11「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

◆2番（西田浩議員）

議長。2番。（挙手）

○議長（八條範彦）

2番西田議員。

◆2番（西田浩議員）

「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」説明させていただきます。

会議案第1号を御覧ください。

標準市議会会議規則が一部改正されたことに基づきまして、必要な規則の改正を行なうものでございます。

改正内容は、議員の会議への欠席事由として、出産、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助を明文化したほか、請願書の記載事項等について、請願者に求めていた押印を署名又は記名押印に改めたものでございます。また、これらの改正にあわせて、字句の整理を行っております。

以上議員各位の御賛同を求めます。

○議長（八條範彦）

お諮りいたします。

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（八條範彦）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（八條範彦）

ありがとうございます。

起立多数。よって、本件は可決されました。

○議長（八條範彦）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

◎広域連合長（平谷祐宏）

令和3年第2回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けて、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（八條範彦）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。

皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時58分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 八條 範彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会副議長 塚本 裕三

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 西田 浩

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 諏訪本 光